附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第十五項第二号	附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第二号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第二号
附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第十五項第三号	附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第三号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第三号

附則に次の一条を加える。

（被保険者の数の少ない組合に係る法第七十三条第六項第二号に規定する基準の経過措置）

第十六条　令和九年度から令和十一年度までの間、令和七年度の一月当たりの平均的な被保険者の数が三千人未満の組合に係る法第七十三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、第五条第十二項の規定にかかわらず、当該年度の組合被保険者一人当たり積立金額が二百万円以上であることとする。

2　令和十二年度から令和十四年度までの間、令和九年四月一日から令和十一年九月三十日までの間に他の組合との合併に係る法第三十三条第一項に規定する議決に必要な手続を開始した組合であつて当該手続を開始した日の属する月の前十二月間の一月当たりの平均的な被保険者の数が三千人未満であるものに係る法第七十三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、第五条第十二項の規定にかかわらず、当該年度の組合被保険者一人当たり積立金額が二百万円以上であることとする。

別表第一及び別表第二中「百五十万円」を「百八十万円」に、「百六十万円」を「百九十万円」に、「百七十万円」を「二百万円」に、「百八十万円」を「二百十万円」に、「百九十万円」を「二百二十万円」に、「二百万円」を「二百三十万円」に、「二百三十万円」を「二百四十万円」に、「二百四十万円」を「二百五十万円」に、「二百五十万円」を「二百六十万円」に、「二百六十万円」を「二百七十万円」に改める。

別表第三中「、第十六条及び第十七条」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に、「百六十万円」を「百九十万円」に、「百七十万円」を「二百万円」に、「百八十万円」を「二百十万円」に、「百九十万円」を「二百二十万円」に、「二百万円」を「二百三十万円」に、「二百三十万円」を「二百四十万円」に、「二百四十万円」を「二百五十万円」に、「二百五十万円」を「二百六十万円」に、「二百六十万円」を「二百七十万円」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の項中「第五条第十項及び第十一項」を「第五条第十六項及び第十七項」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第四条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の八十九第三項第一号中「六歳」を「十八歳」に改める。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第五条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第一項第一号中「第七十三条第四項」の下に「（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

（子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第六条　子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「改正法第八条の規定による改正後の」を削り、「「新国民健康保険法」を「国保法」に改め、同号イ中「新国民健康保険法」を「国保法」に改め、「国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第二号）第二条の規定による改正後の」を削り、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に改め、「国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令第一条の規定による改正後の」を削り、「新国保」を「国保令」に改め、同号ロ中「改正法第五条の規定による改正後の」及び「。以下「新地方税法」という。」を削り、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に、「（新地方税法）」を「（同法）」に改め、同項第二号中「新国民健康保険法第七十二条の三の二第一項」を「国保法第七十二条の三の二第一項」に改め、同号イ中「新国民健康保険法」を「国保法」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に、「新国保」を「国保令」に改め、同号ロ中「新地方税法の」を「（同法）」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に改め、同項第三号中「新国民健康保険法第七十二条の三の三第一項」を「国保法第七十二条の三の三第一項」に改め、同号イ中「新国民健康保険法」を「国保法」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に改め、同号ロ中「新地方税法の」を「地方税法の」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に、「（新地方税法）」を「（同法）」に改め、同項第四号中「新国民健康保険法第七十二条の四第一項」を「国保法第七十二条の四第一項」に改め、同号イ中「新国民健康保険法」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に改め、同号ロ中「新地方税法の」を「地方税法の」に、「（同法）」に改め、同項第五号中「新国民健康保険法」を「国保法」に、「全て」を「当該補助を受ける全て」に改め、同号イ中「新国保算定政令第五条第一項第一号ロ(1)」を「国保算定政令第五条第一項第一号ロ(1)」に、「新国保算定政令第五条第一項第一号イ」を「同号イ」に改め、「とする」の下に「。次号イにおいて「子ども・子育て支援納付金納付費用額」という」を加え、「同号ロ(3)」を「同条第一項第一号ロ(3)」に改め、「。ロ」の下に「及び次号」を加え、同号ロ中「新国保算定政令」を「国保算定政令」に改め、同項に次の一号を加える。

六　国保法第七十三条第六項の規定による補助　次に掲げる額を当該補助を受ける全ての国民健康保険組合について合算した額に相当する部分

イ　子ども・子育て支援納付金納付費用額から子ども・子育て支援納付金特定納付費用額を控除して得た額に国保算定政令第五条第十項第一号イ及びロに掲げる組合被保険者一人当たり所得額（同条第一項第一号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額をいう。）の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額

ロ　子ども・子育て支援納付金特定納付費用額に国保算定政令第五条第十五項第三号に定める割合を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和九年四月一日から施行する。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七第六項の規定は、令和九年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、令和八年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　藤井比早之
厚生労働大臣　上野賢一郎